

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年7月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500053号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500014号

## 第1 結論

昭和60年12月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年12月から昭和61年3月まで

私は、昭和51年4月から、国民年金保険料は欠かさず納付してきた。請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は1回であり、かつ、4か月間と短期間である上、請求者の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者が国民年金への加入手続を行ったと推認できる昭和51年度以降の国民年金保険料は、請求期間を除き全て納付済みであることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者に係る複数回の国民年金第3号被保険者と同第1号被保険者との切替手続は、請求者の夫の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に応じて適正に行われていることが確認できる。

さらに、請求期間当時、請求者の住所に変更はなく、また、オンライン記録で確認できる請求者の夫の請求期間前後における厚生年金保険の標準報酬月額に大きな変動もなく、請求期間と請求期間前後の請求者の生活状況に大きな変化は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500048号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500015号

## 第1 結論

昭和49年7月から昭和52年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年7月から昭和52年6月まで

私は、昭和49年7月から昭和58年までの私の国民年金保険料を父が納付していたと父から直接聞いていたため、請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、請求期間について国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、国民年金の加入期間において、請求期間を除き未納期間はないことが確認できる。

また、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金加入手続は昭和54年8月に行われたものと推認され、その時点では、特例納付により請求期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、請求者は、父が請求者の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しており、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者の父は、既に他界しているため証言を得ることができず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳には、特例納付により納付をした旨の記載はなく、日本年金機構B年金事務所は、請求者の特例納付に係る資料は保有していないと回答している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500032号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500016号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月  
② 平成21年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないので、当該標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、i) 請求者は、賞与は現金支給であり、賞与を銀行に預け入れた記憶はないと陳述している上、賞与明細書等を保管していないこと、ii) B社は、資料を保管していないため不明と回答していること、iii) 請求者の居住地を管轄するC市は、当時の課税関係資料は保存期間経過のため保管していない旨陳述していることから、請求者の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。